

## 4 千葉市消防関係手数料条例関係の運用について

### 1 手数料の減額、免除について

千葉市消防関係手数料条例施行規則（平成12年3月31日 規則第26号）第2条第2号中「特に必要があると認められるもの」とは、常用的、恒常的又は反復するものは含まないものとする。

#### **【千葉市消防関係手数料条例施行規則 抜粋】**

**第2条** 条例第5条の規定により手数料を減額し、又は免除することができるものは、手数料を徴収する事務に係る事業が次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大規模な火災、風水害その他の災害による災害復旧のために行われるもの
- (2) その他公益上特に必要があると認められるもの

### 2 液石法に規定する充てん設備の増設に係る、高圧ガス保安法の規定による許可申請手数料について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第37条の4第1項に規定する充てん設備の増設に係る、高圧ガス保安法第14条第1項の規定による許可申請手数料については、当該申請による審査が液石法に基づき許可証等によってその事実関係を確認することのみであることから、充てん設備の処理容積に変動はないものとして扱い、また、申請者が既に設置している高圧ガス施設の形態（定置式・移動式）によらないことから、3,200円とする（手数料条例別表中、手数料を納付すべき者の欄23、区分「高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの-その他の場合」を適用。）